

新ビジネスモデル展開促進補助金 交付規程

令和4年4月5日

(通則)

第1条 新ビジネスモデル展開促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「本会」、「補助事業者」とは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「本会」とは、愛媛県商工会連合会をいう。
- (2) 「補助事業者」とは、本会が補助金の公募を行い、本会が別に定める審査基準に基づく審査で採択した中小・小規模事業者（以下「小規模事業者等」という。）をいう。

(補助金交付の目的)

第3条 補助金は、小規模事業者等が、社会経済環境の変化に対応するため、中長期の視点に立ち、事業再構築や新事業展開などの前向きな事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、小規模事業者等の新たなビジネスモデルの展開の促進を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第4条 補助事業者に交付する補助金の交付対象は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として本会が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において交付する。

- 2 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。
- 3 枠、補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助事業の実施期間)

第5条 事業実施期間は、本会会長（以下「会長」という。）が第7条第2項の規定に基づく交付決定を行った日から、補助事業者が様式第1による「新ビジネスモデル展開促進補助金交付申請書」に記載した事業完了予定日までとする。ただし、補助事業者が第14条の規定に基づき会長から指示を受けた場合は、指示を受けた事業実施期限日まで事業実施期間とすることができる。

(交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による「新ビジネスモデル展開促進補助金交付申請書」に必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて、会長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税

法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

- 第7条 会長は、補助金の交付の決定に当たっては、決定額の上限を別表のとおりとする。
- 2 会長は、第6条第1項の規定による新ビジネスモデル展開促進補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、様式第2による「新ビジネスモデル展開促進補助金交付決定通知書」を補助事業者へ通知するものとする。
 - 3 第6条第1項の規定による補助金交付申請書を受領してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
 - 4 会長は、第2項による交付の決定に当たっては、第6条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
 - 5 会長は、第6条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
 - 6 会長は、第2項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

- 第8条 補助事業者は、前条の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による「新ビジネスモデル展開促進補助金交付申請取下届出書」をもって会長に申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

- 第9条 第7条第2項の規定に基づく交付決定を受けた補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（第13条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

（計画変更の承認等）

- 第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による「新ビジネスモデル展開促進補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書」を会長に提出して、その承認を受けなければならない。

- （1）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。
- （2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - （ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 会長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第11条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、契約の相手方に対し、会長が行う補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第7条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を会長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 会長が第17条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が会長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、会長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が会長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知、若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 会長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書きに掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 会長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、会長が行う弁済の効力は、会長が支払の命令を行ったときに生ずるものとする。

(中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5による「新ビジネスモデル展開促進補助金に係る補助事業の中止（廃止）申請書」を会長に提出して、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による「新ビジネスモデル展開促進補助金に係る補助事業の事故報告書」を会長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、会長の要求があったときは、速やかに様式第7による「新ビジネスモデル展開促進補助金に係る補助事業遂行状況報告書」を会長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は事業実施期限日の属する月の翌月の10日のいずれか早い日までに様式第8による「新ビジネスモデル展開促進補助金に係る補助事業実績報告書」を会長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 会長は、補助事業者が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により期日までに提出できないと認めた場合は期限を猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

第17条 会長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第18条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9による「新ビジネスモデル展開促進補助金に係る補助金精算払請求書」を会長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10により速やかに会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置及び立入検査)

第20条 会長は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

2 会長は、補助事業の適切な遂行を確保するため、必要があるときは、補助事業者に対し、会長の指定する者により補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは

関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消し等)

第21条 会長は、第13条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第7条第2項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく会長の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合
 - (6) 補助事業者が、第28条に定める誓約事項に反していることが判明した場合
 - (7) 補助事業者が、第5条に定める事業実施期限日までに補助事業を完了しなかった場合
 - (8) 補助事業者が、第16条に定める期限内に、様式第8による「新ビジネスモデル展開促進補助金に係る補助事業実績報告書」の提出を怠った場合。
- 2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 会長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第19条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第22条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第11-1による「取得財産等管理台帳」を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、事業実施期間内に取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に様式第11-2による「取得財産等管理明細表」を添付しなければならない。
- 4 会長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を本会に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第23条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、会長が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処

分しようとするときは、あらかじめ様式第12による「取得財産の処分承認申請書」を会長に提出して、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(産業財産権等に関する報告)

第24条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等(以下「産業財産権等」という。)を補助事業の実施期間内に申願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した様式第13による「産業財産権等取得等届出書」を会長に提出しなければならない。

(収益納付)

第25条 会長は、補助事業者が行う事業実施期間内に、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を本会に納付させることができるものとする。

(補助事業において取得した個人情報の取扱い)

第26条 補助事業者は、補助事業によって取得した個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 補助事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 個人情報を第三者(補助事業の目的の範囲内で、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合等を除く。)に提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 個人情報について、補助事業の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 補助事業者は、個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、会長に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人(個人情報により識別されることとなる特定の個人)への対応等について直ちに報告し、会長の指示に従わなければならない。

5 補助事業者は、第1項に定める個人情報以外に、自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいて取り扱うこととする。

(成果の発表)

第27条 会長は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

(反社会的勢力排除に関する誓約)

第28条 補助事業者は、別紙記載の反社会的勢力排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならないが、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第29条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

第1条 この規程は、令和4年4月5日から施行し、令和4年4月5日から適用する。

第2条 別表について、次のように改め、令和4年4月5日から適用する。

別表（第4条関係）

枠	補助対象経費の区分	補助率	補助下限額	補助上限額
通常枠	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費	3分の2以内	50万円	100万円
連携枠	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費	3分の2以内	150万円	700万円 ※

※補助上限額：3者連携400万円、4者連携550万円、5者以上連携700万円

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの、又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

様式及び別紙一覧

様式第1	新ビジネスモデル展開促進補助金交付申請書
様式第2	新ビジネスモデル展開促進補助金交付決定通知書
様式第3	新ビジネスモデル展開促進補助金交付申請取下届出書
様式第4	新ビジネスモデル展開促進補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書
別紙1	経費の配分の変更
様式第5	新ビジネスモデル展開促進補助金に係る補助事業の中止（廃止）申請書
様式第6	新ビジネスモデル展開促進補助金に係る補助事業の事故報告書
様式第7	新ビジネスモデル展開促進補助金に係る補助事業遂行状況報告書
別紙2	支出内訳書
様式第8	新ビジネスモデル展開促進補助金に係る補助事業実績報告書
別紙3	支出内訳書
別紙4	収益納付に係る報告書
様式第9	新ビジネスモデル展開促進補助金に係る補助金精算払請求書
様式第10	消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書
様式第11-1	取得財産等管理台帳
様式第11-2	取得財産等管理明細表
様式第12	取得財産の処分承認申請書
様式第13	産業財産権等取得等届出書

【新ビジネスモデル展開促進補助金事務局提出用】

(様式第1)

記入日： 令和 年 月 日

愛媛県商工会連合会会長 殿

郵便番号
住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印

新ビジネスモデル展開促進補助金交付申請書

新ビジネスモデル展開促進補助金交付規程第6条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の目的および内容

経営計画書のとおり

*経営計画書は、補助金事務局が指定する様式（公募要領様式）を使用すること。以下同様。

2. 補助事業の開始日および完了予定日

交付決定日 ～ 令和 年 月 日

3. 補助対象経費

経営計画書のとおり

4. 補助金交付申請額

経営計画書のとおり

5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項（該当するものに○）

(1) あり / (2) なし

*「(1) あり」の場合は以下に該当事項をご記入ください。詳細は参考資料参照。

該当事項： _____

6. 消費税の適用に関する事項（該当するもの一つに○）

(1) 課税事業者 / (2) 免税事業者 / (3) 簡易課税事業者

*消費税の区分によって、補助対象経費の算定方法が異なります。詳細は参考資料参照。

*複数事業者による連携枠での申請の場合には、税抜算定となりますので、選択不要です。

(注) 2、5、6のみ漏れなくご記入ください

(様式第2)

令和 年 月 日
発番 号

殿

愛媛県商工会連合会
会長 印

新ビジネスモデル展開促進補助金交付決定通知書

新ビジネスモデル展開促進補助金交付規程第6条第1項の規定により、貴殿より申請のありました新ビジネスモデル展開促進補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので、同規程第7条第2項の規定により通知します。

【交付決定日： 令和 年 月 日（第 回受付締切分）】

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、貴殿より申請のあった、新ビジネスモデル展開促進補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費 金 円

補助金の額 金 円

3. 補助金の額の確定は次によるものとする。
補助金の確定額は、補助事業完了後に提出した補助事業実績報告書の審査の結果により、「交付すべき補助金の額」が確定したときに認められた補助対象経費の額の2/3又は配分された上記2. 記載の「補助金の額」（補助事業の内容が変更された場合に「補助金の額」の変更にかかる通知を受けたときは、変更にかかる通知を受けた額。以下同じ。）のいずれか低い額とする。
4. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、新ビジネスモデル展開促進補助金交付規程（以下「交付規程」という。）で定めるところに従わなければならない。
5. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。

【新ビジネスモデル展開促進補助金事務局提出用】

(様式第3)

令和 年 月 日

愛媛県商工会連合会会長 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印

新ビジネスモデル展開促進補助金交付申請取下届出書

令和 年 月 日付けで交付決定通知(第 回受付締切分)のあった新ビジネスモデル展開促進補助金の交付の申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、新ビジネスモデル展開促進補助金交付規程第8条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 補助事業の名称

2. 交付申請の取下理由

【新ビジネスモデル展開促進補助金事務局提出用】

(様式第4)

令和 年 月 日

愛媛県商工会連合会会長 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印

新ビジネスモデル展開促進補助金に係る
補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書

令和 年 月 日付けで交付決定通知(第 回受付締切分)のあった上記補助事業を下記のとおり変更したいので、新ビジネスモデル展開促進補助金交付規程第10条第1項の規定により承認を申請します。

記

1. 変更の理由
2. 変更の内容

(別紙1)【様式第4：補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書に添付】

事業者名：_____

経費の配分の変更

(単位：円)

経費区分	補助対象経費	
	金額	
	変更前	変更後
1. 機械装置等費		
2. 広報費		
3. 展示会等出展費		
4. 旅費		
5. 開発費		
6. 資料購入費		
7. 雑役務費		
8. 借料		
9. 専門家謝金		
10. 専門家旅費		
11. 設備処分費		
12. 委託費		
13. 外注費		
合 計		

※変更前の補助金額を上限とする。

【新ビジネスモデル展開促進補助金事務局提出用】

(様式第5)

令和 年 月 日

愛媛県商工会連合会会長 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印

新ビジネスモデル展開促進補助金に係る
補助事業の中止（廃止）申請書

令和 年 月 日付けで交付決定通知（第 回受付締切分）のあった上記補助事業を下
記のとおり中止（廃止）したいので、新ビジネスモデル展開促進補助金交付規程第13条
の規定により承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）の事業名
2. 中止（廃止）の理由
3. 補助事業中止の期間（廃止の時期）

【新ビジネスモデル展開促進補助金事務局提出用】

(様式第6)

令和 年 月 日

愛媛県商工会連合会会長 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印

新ビジネスモデル展開促進補助金に係る
補助事業の事故報告書

新ビジネスモデル展開促進補助金交付規程第14条の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)
新ビジネスモデル展開促進補助金事業
(令和 年 月 日交付決定 (第 回受付締切分))
2. 補助金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)
3. 事故の原因及び内容
4. 事故に係る金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)
5. 事故に対して取った措置
6. 業務の遂行と完了日の予定
7. 事故が業務に及ぼす影響

【新ビジネスモデル展開促進補助金事務局提出用】

(様式第7)

令和 年 月 日

愛媛県商工会連合会会長 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印

新ビジネスモデル展開促進補助金に係る
補助事業遂行状況報告書

新ビジネスモデル展開促進補助金交付規程第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)
新ビジネスモデル展開促進補助金事業
(令和 年 月 日交付決定 (第 回受付締切分))
2. 補助金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)
3. 実施した補助事業の概要
 - (1) 事業者名
 - (2) 事業名
 - (3) 事業の概要
 - i) 具体的内容
 - ii) 本事業の進め方イメージ
 - (4) ●月末現在の実施状況
(①当初計画の内容、②当初計画の実施状況、③直面した課題とその対応状況、
の3点について記入)
 - (5) ●月末現在の事業経費の状況
・支出内訳書 (別紙2)
 - (6) 本補助事業がもたらす効果等
 - (7) 本補助事業の推進にあたっての改善点、意見等

(別紙2) 【様式第7：補助事業遂行状況報告書に添付】

(令和 年 月 日現在)

事業者名： _____

支出内訳書

(単位：円)

経費区分	①補助対象経費	①のうち支出済額
1. 機械装置等費		
2. 広報費		
3. 展示会等出展費		
4. 旅費		
5. 開発費		
6. 資料購入費		
7. 雑役務費		
8. 借料		
9. 専門家謝金		
10. 専門家旅費		
11. 設備処分費		
12. 委託費		
13. 外注費		
合 計		

【新ビジネスモデル展開促進補助金事務局提出用】

(様式第8)

令和 年 月 日

愛媛県商工会連合会会長 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印

新ビジネスモデル展開促進補助金に係る
補助事業実績報告書

新ビジネスモデル展開促進補助金交付規程第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)

新ビジネスモデル展開促進補助金事業

(令和 年 月 日交付決定 (第 回受付締切分))

2. 事業期間

開始 令和 年 月 日

終了 令和 年 月 日

3. 実施した補助事業の概要

(1) 事業者名

(2) 事業名

(3) 事業の具体的な取組内容

(4) 事業経費の状況

・支出内訳書 (別紙3)

(5) 本補助事業がもたらす成果、効果等

(6) 本補助事業の推進にあたっての改善点、意見等

(別紙3)【様式第8：実績報告書に添付】

支出内訳書

事業者名： _____

(単位：円)

経費区分	補助対象経費
1. 機械装置等費	
2. 広報費	
3. 展示会等出展費	
4. 旅費	
5. 開発費	
6. 資料購入費	
7. 雑役務費	
8. 借料	
9. 専門家謝金	
10. 専門家旅費	
11. 設備処分費	
12. 委託費	
13. 外注費	
補助対象経費合計（上記1～13.の合計）	
(1) 補助対象経費合計の3分の2の金額 (円未満は切り捨て)	
(2) 交付決定通知書記載の補助金の額 (計画変更で補助金の額を変更した場合は変更後の額)	
(3) 補助金額 (1)又は(2)のいずれか低い額	
(4) 収益納付額（控除される額）	
交付を受ける補助金額（精算額） (3) - (4)	

(別紙4の納付額(F)に記載がある場合は、「(4)収益納付額(控除される額)」の欄に、別紙4の納付額(F)を記入)

(別紙4)【様式第8：実績報告書に添付】

収益納付に係る報告書

事業者名： _____

番 号： _____

令和 年 月 日付けをもって交付決定の通知があった上記の補助事業に関し、補助事業の実施期間内における事業化等の状況について、新ビジネスモデル展開促進補助金交付規程第25条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

- | | | |
|------------------------|---|---|
| 1. 補助事業の実施結果の事業化 | 有 | 無 |
| 2. 産業財産権等の譲渡又は実施権の設定 | 有 | 無 |
| 3. その他補助事業の実施により発生した収益 | 有 | 無 |

(単位：円)

計画名	補助金額 (A)	補助対象経費 (B)	補助事業に係る売上額 (C)	補助事業に係る収益額 (D)	控除額 (E)	納付額 (F)

【記載注意事項】

- (1) 1. ～ 3. において全て「無」(1. については、事業実施期間内に売上なし) の場合には、上記の表への記入は不要。
- (2) 「補助金額 (A)」は、別紙3の支出内訳書に記載の「(3) 補助金額又は(4) 補助金額」をいう。
- (3) 「補助事業対象経費 (B)」とは、別紙3の支出内訳書に記載の「補助対象経費合計(上記1.～13.)」をいう。
- (4) 「補助事業に係る売上額 (C)」とは、補助事業期間における当該事業の売上額をいう。
- (5) 「補助事業に係る収益額 (D)」とは、「補助事業に係る売上額 (C)」から、同売上額を得るのに要した額(補助対象経費以外の製造原価・販売管理費等)を差し引いた額をいう。
なお、「補助事業に係る収益額 (D)」がゼロまたはマイナスの場合には、(D)にゼロと記載する。
- (6) 「控除額 (E)」とは、「補助事業対象経費 (B)」のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額」をいう。 控除額 (E) = 補助事業対象経費 (B) - 補助金額 (A)
- (7) 「納付額 (F)」 = (「補助事業に係る収益額 (D)」 - 「控除額 (E)」) × (「補助金額 (A)」 / 「補助事業対象経費 (B)」) * 円未満切上げ

(注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

【新ビジネスモデル展開促進補助金事務局提出用】

(様式第9)

令和 年 月 日

愛媛県商工会連合会会長 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印

新ビジネスモデル展開促進補助金に係る
補助金精算払請求書

新ビジネスモデル展開促進補助金交付規程第18条第2項の規定に基づき、補助金を下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)

新ビジネスモデル展開促進補助金事業
(令和 年 月 日交付決定 (第 回受付締切分))

2. 請求金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)

_____ 円

3. 口座情報

* 7項目 (カタカナの名義含む) が記載された当該口座の預金通帳のページのコピーを添付すること。

振込先金融機関名	
金融機関コード (4桁)	
支店名	
店番号 (3桁)	
預金の種別	
口座番号	
預金の名義 (カタカナ)	

補助金事務局使用欄		
通帳と照合	データ入力	データ照合
印	印	印

【新ビジネスモデル展開促進補助金事務局提出用】

(様式第10)

令和 年 月 日

愛媛県商工会連合会会長 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印

年度消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

新ビジネスモデル展開促進補助金交付規程第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（本会会長が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

- (注) 1) 別紙として積算の内訳を添付すること。
2) 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の8%または10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

取得財産等管理台帳

事業者名： _____

番 号： _____

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得 年月日	保管場所	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が新ビジネスモデル展開促進補助金交付規程第 2 3 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。
4. 共同事業の場合は、記載する財産ごとに、「備考」欄に所有者名を記載のこと。

【新ビジネスモデル展開促進補助金事務局提出用】

(様式第11-2)

取得財産等管理明細表

事業者名： _____

番 号： _____

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得 年月日	保管場所	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が新ビジネスモデル展開促進補助金交付規程第23条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。
4. 共同事業の場合は、記載する財産ごとに、「備考」欄に所有者名を記載のこと。

【新ビジネスモデル展開促進補助金事務局提出用】

(様式第12)

令和 年 月 日

愛媛県商工会連合会会長 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印

取得財産の処分承認申請書

新ビジネスモデル展開促進補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、新ビジネスモデル展開促進補助金交付規程第23条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 品目および取得年月日
2. 取得価格および時価
3. 処分の方法
4. 処分の理由

【新ビジネスモデル展開促進補助金事務局提出用】

(様式第13)

令和 年 月 日

愛媛県商工会連合会会長 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印

産業財産権等取得等届出書

新ビジネスモデル展開促進補助金交付規程第24条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業計画の名称
2. 交付決定日
3. 開発項目
4. 出願国
5. 出願に係る工業所有権の種類
6. 出願日
7. 出願番号
8. 出願人
9. 代理人
10. 優先権主張